

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市は、1955年（昭和30年）には既に人口減少が始まっており、約77,000人いた人口も、2010年（平成22年）では約47,000人となり、国立社会保障・人口問題研究所の試算では、2060年（平成72年）には約23,000人まで減少すると推計されています。

自然動態においては、出生数は減少し続け、死亡者数は増加傾向にあることから、毎年約700人の減少となっています。

社会動態においては、首都圏等への人口流出が続き、15歳～24歳での転出による影響が大きく、毎年約200人の減少となっています。

当市の人口動態は、自然減少と社会減少を合わせて、毎年約900人が減少し続けている危機的な状態です。

男女別産業大分類別人口を見ると、男性では、建設業や製造業が多く、次いで、卸売業・小売業、運輸業・郵便業の順で就業者数が多くなっています。男性の就業率では、建設業は23.6%、製造業が24.4%であり、建設業・製造業だけで48.0%の就業率となっており、男性の職場として主要産業と捉えることができます。

また女性では、医療・福祉が多く、次いで卸売業・小売業、製造業の順で従業者数が多い状況がわかります。女性の就業率では、医療・福祉が20.2%、卸売業・小売業が19.4%、製造業が15.6%であり、この3業種だけで55.3%の就業率となっており、女性の職場として主要産業と捉えることができます。

この中でも特に主要産業は化学工業、土石窯業であり、工業製造品出荷額の8割を超え、電子・機械産業を加えると9割を超える。その主な担い手は大企業、関連企業及び中堅企業規模であるため、每期営業利益を確保し生産性は高い。一方、産業の6次化に寄与する食料品製造業等の生活関連産業は中小企業や小規模事業者が多く、赤字体質から抜け出せず、生産性は低い。また、小売・サービス業は人口減少の影響により商品販売額の減少に歯止めがかからず、減収・減益傾向であることから生産性は低い状態にあります。

(2) 目標

市内企業全体の生産性向上は、業種を問わず小規模事業者をはじめとした50人規模未満の会社に重点的に先端設備の導入を促進することが特に求められている。

このため、この規模の会社の先端設備等導入計画の認定件数について、2年間の合計件数で50件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に

関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

業種を問わず生産性向上を実現したいため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

糸魚川市の中小企業は、多様な業種が特定の地域に限らず、広域に立地していることから、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

糸魚川市の中小企業は、多様な業種があることから、業種・事業は限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした計画は認定できないため、雇用面の配慮を重視する。
- ・糸魚川市ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業に登録する予定であること。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者は対象としない。